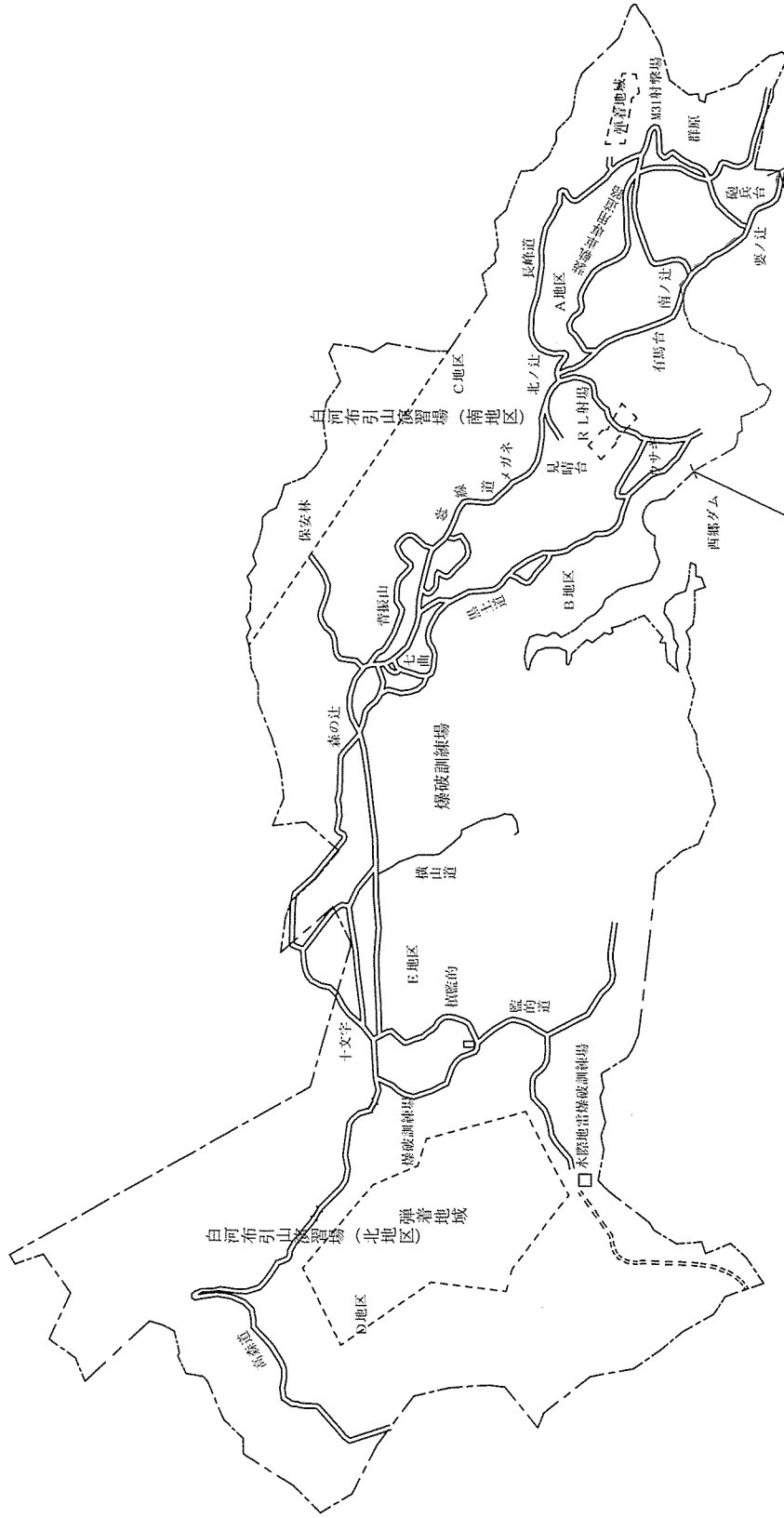
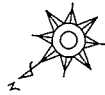


陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
白河布引山演習場境界点検役務		管 8－7 2	
		作成	令和 8 年 8 月 5 日
		履行期限	令和 9 年 3 月 3 1 日
		作成部隊等名	郡山駐屯地業務隊管理科

- 1 実施場所 福島県西白河郡西郷村大字鶴生由井ヶ原
陸上自衛隊郡山駐屯地白河布引山演習場
- 2 適用範囲 本仕様書は陸上自衛隊白河布引山演習場で実施する「白河布引山演習場境界点検役務」について適用する。
- 3 役務概要
 - (1) 白河布引山演習場の境界杭 2 0 0 本を目視により点検し、全景及び近景を撮影する。
 - (2) 境界杭周辺の草を刈り払う。また、境界杭付近の樹木、外柵等に目印を付ける。
 - (3) 境界内で倒木又は不法投棄等の異常を発見した場合、速やかに監督官へ報告する。
 - (4) 撮影した境界杭、境界点検表及び作業状況を写真帳に整理のうえ成果品として監督官に提出する。
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は、本仕様書及び関係法令に基づき実施するものとし、特に指示がなくとも技術上当然すべき事項は積極的に実施すること。
 - (2) 請負者は契約締結後、監督官が指示する書類（様式別途指示）を提出すること。
 - (3) 本役務の作業実施日は、予め監督官と協議すること。
 - (4) 請負者は責任者を定め作業実施期間中は常駐すると共に適切な現場の運営取締りを行うこと。
 - (5) 本役務履行に要する撮影機材及び消耗品等は、請負者の負担とする。
 - (6) 本仕様書と現場の相違による軽微な変更は請負金額及び工期の変更は行わない。
 - (7) 請負者は本役務履行中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、損害内容等の状況を速やかに監督官に報告すること。また、汚損等を与えた場合は、監督官の指示に従い復旧すること。この場合、費用の負担は全て請負者側とする。
- 5 特記事項
 - (1) 請負者は事前に郡山駐屯地業務隊へ申し出ること、本役務履行のために必要な図書等を閲覧又は借用できるものとする。
 - (2) 請負者は作業の実施にあたって私有地に立ち入る場合、予め当該土地所有者若しくは占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、通知が困難である場合においてはこの限りでない。

- (3) 請負者はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示すること。



境界杭 200本
距離 4.2 km

名称	白河布引山演習場境界点検役務	図番	3 / 3
種別	白河布引山演習場配置図	縮尺	1 : 30,000